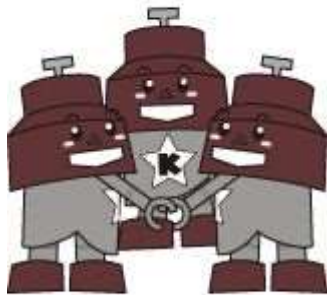


川口市市民投票条例の手引き



川口市マスコット「きゅぼらん」

川 口 市

条例制定の背景

川口市では、自治の実現を目的として、平成21年4月1日に「川口市の憲法」である川口市自治基本条例を施行しました。この自治基本条例では、「市民参加に関すること」「協働に関すること」「市民投票に関すること」については、内容が重要であることに加えて、定めるべき事項が多岐で詳細にわたっていることから、必要な事項を別の条例で定めることとしています。

このうち「市民投票に関すること」については、間接民主制を補完し、市民のみなさまの意向を的確に把握することを目的としています。

このことを受け、平成24年2月14日に川口市市民投票条例策定委員会を設置し、公募を含む市民、学識経験者や知識経験者など様々な立場の委員により検討を行っていただきました。

市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法および市民投票の成立要件については、自治基本条例において必要な事項として規定しており、市民投票制度の骨格を成すものとして、可能な限り時間が割かれ、各委員それぞれの立場や経験にもとづき様々な角度から議論を尽くしていただきました。このような議論の末まとめられた条例素案からパブリック・コメントを経て完成された条例素案の答申を受け、その条例素案をもとに制定したものがこの川口市市民投票条例です。

目 次

お読みになる前に	3
第 1 条 趣旨	4
第 2 条 市民投票に付することができる事項	5
第 3 条 市民投票の請求等	8
第 4 条 市民投票の形式	11
第 5 条 投票資格者	12
第 6 条 投票資格者名簿の調製等	13
第 7 条 市民投票の期日	14
第 8 条 投票所等	16
第 9 条 投票資格者名簿の登録及び投票	17
第 10 条 投票資格者でない者の投票	18
第 11 条 投票所における投票	19
第 12 条 投票の方法	20
第 13 条 無効投票	22
第 14 条 情報の提供	24
第 15 条 投票運動	26
第 16 条 開票所等	27
第 17 条 市民投票の成立等	28
第 18 条 市民投票の結果	30
第 19 条 結果の尊重	31
第 20 条 投票及び開票	32
第 21 条 委任	33
附 則	34

お読みになる前に

[条例の構成について]

この条例は全21条で構成されています。第1条の趣旨に続き、第2条「市民投票に付することができる事項」から第5条「投票資格者」までは、市民投票の請求・発議及び実施において特に重要な事項を定めています。第6条「投票資格者名簿の調製等」から第16条「開票所等」までは市民投票の実施に関する基本的な事項、第17条「市民投票の成立等」から第19条「結果の尊重」までは市民投票の結果の取り扱いを規定しています。第20条「投票及び開票」、第21条「委任」は川口市市民投票条例施行規則への委任を定めています。

[条例の基本事項について]

条例の規定は、通常「条」を基準に構成されます。

「条」がいくつかの段落に分かれている場合、この段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、以降順番に「第2項」「第3項」…と言い表します。第2項以降には、通常その先頭に「2」「3」…と数字が振られます。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1)(2)(3)…のように括弧書きの数字が振られます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」「第3号」…と言い表します。

[本手引きについて]

1. 事務の主体の記載

市民投票制度に係る事務については、選挙管理委員会や同委員会委員長の所管事務とされている、地方自治法に規定する直接請求における署名に関する事務、また、公職選挙法に規定する投票及び開票に関する事務と概ね共通していることから、「川口市市民投票条例」及び「川口市市民投票条例施行規則」に定められた事項のうち、署名、投票及び開票に関する事務については、地方自治法第180条の2の規定により、協議の上、選挙管理委員会や同委員会委員長に委任をしています。

そのため実際に事務を執行する主体が明確となるように、本手引き中、選挙管理委員会が行う事務について条文引用部分においては〈選管〉と補記をし、解説部分においては〈選挙管理委員会〉と記載しています。

2. 規則の表記

「川口市市民投票条例施行規則」は解説部分においては「施行規則」と表しています。

3. 規定の表記

本手引きの解説部分においては、「川口市市民投票条例」は「本条例」と表し、「川口市自治基本条例」などの本市の例規については「川口市」を省略し、「自治基本条例」等と表しています。

(趣旨)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第30条第3項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

[説明]

- (1) ここでは、本条例の趣旨を明らかにしています。本条例は自治基本条例第30条第3項に規定されている次の事柄を定めることを趣旨として制定しています。
- ①市民投票に付することができる事項
 - ②市民投票を請求する場合の要件
 - ③投票権を有する者の資格
 - ④投票及び開票の方法
 - ⑤その他市民投票の実施に関し必要な事項
- (2) 自治基本条例では、市民投票は間接民主制を基本としながらも、これを補完し、住民の意向を的確に把握するために必要との考えから規定が置かれました。
- (3) 「間接民主制」とは、国民・住民が議員その他の代表者を選挙し、その代表者を通じて政治に参加する制度をいいます。代表民主制ともいいます。

【参考】

川口市自治基本条例

第30条 市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。

2 市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

3 市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(市民投票に付することができる事項)

第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項は、本市の自治（川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。）の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4) 市内部の事務処理に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項

[説明]

- (1) ここでは、市民投票に付することのできる事項を定めています。市民投票の発議・請求が行われる際には、市民投票の対象事項は本条の規定に適合することが必要となります。
- (2) この条例における市民投票の対象事項は、①本市の自治の実現に重大な影響を与える事項であって、②市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとし、さらに③市民投票の対象から除外される事項を第1号から第5号までに規定しています。
- (3) ①本市の自治の実現に重大な影響を与える事項の「自治」とは、自治基本条例の規定から、市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを指します。すなわち、市民投票の対象事項は、市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことの実現に重大な影響を与える事項でなければならぬものです。
- (4) ②市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとは、市民投票は間接民主制を補完するための制度であることから、市政運営は間接民主制により市民の意思を確認することを基本としながら、真に必要な事項のみ市民に直接、賛否を問うこととしているものです。
- (5) ③市民投票の対象から除外される事項は、法令との兼ね合い等から、適正に運用されることが難しい事項として第1号から第5号までを挙げています。
- (6) 第1号「市の権限に属さない事項」については、市民投票の結果を市政運営に反映することができないことから除外しています。ただし、市の意思表示としての投票は行うことができます。

(市民投票の対象から除外される例)

- ・国立病院や県立公園の建設の決定
- ・他国との自由貿易協定の締結の決定

(市民投票の対象となる例)

- ・国立病院や県立公園の建設を国や県に求めること
- ・他国との自由貿易協定の締結に賛成又は反対の意思を表明すること

(7) 第2号「法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項」については、既に法令により市民投票を行うことができる事項の場合、法令で必要とされる署名者数などこの条例の基準が異なることは、法律上の疑義が生じることから除外しています。

(市民投票の対象から除外される例)

- ・市議会の解散の請求（地方自治法第76条）
- ・市議会議員の解職の請求（地方自治法第80条）
- ・市長の解職の請求（地方自治法第81条）

(8) 第3号「専ら特定の市民又は地域に関する事項」については、特定の市民や地域に多大な影響を与える事項について、多数決の原理で決定することは、少数の者の権利を侵害する恐れがあることから除外しています。

なお、建設地を含めた施設の設置につきましては、設置される施設の種類や周辺地域に及ぼす影響などにより、必ずしも一律に投票事項から除外されるものではありません。

(市民投票の対象から除外される例)

- ・特定の個人や団体に対する補助金の停止
- ・特定の地域に対する交付金の廃止
- ・建設予定地周辺住民から建設反対運動が起こるような施設の建設

(市民投票の対象となる例)

- ・市全域の市民が利用する施設で、建設反対運動が起こらないような施設の建設

(9) 第4号「市内部の事務処理に関する事項」については、市の内部管理に属する事項であり、投票結果によっては行政事務の健全な執行に支障をきたす恐れがあることから除外しています。

(市民投票の対象から除外される例)

- ・職員の昇格・降格
- ・課の新設・廃止

(10) 第5号は、「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項」です。本質的な政策の議論から切り離して、単に負担の増減を求めるような事項については、適切な判断基準を持って投票を行うことが困難であり、本市の財政的基礎を危うくする恐れがあることから除外しています。

この事項は、かつて地域的政争の手段として地方税の賦課徴収条例の改廃の請求が行われたことから、地方自治法第74条第1項の規定による条例の直接請求においても、同様に除外されています。

なお、政策と一体の事項として判断されるときには、必ずしも一律に投票事項から除外されるものではありません。

(市民投票の対象から除外される例)

- ・市民税の税率の引下げ又は引上げ
- ・公共施設の使用料の引下げ又は引上げ

(市民投票の対象となる例)

- ・新たな事業を実施するための財源としての目的税の新設

- (11) 「賦課」とは、租税などを割りあてて負担させることをいいます。
- (12) 「徴収」とは、国家または公共団体が行政目的を達するため、国民から租税・手数料や現品を強制的にとりたてることをいいます。
- (13) 恣意的な解釈を除外するために、市民投票事項から除外される項目を第1号から第5号に限定列挙し定めているものですが、これら以外にも公序良俗に反する事項などについては、市民投票にはふさわしくない事項となります。

(市民投票の請求等)

第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者(以下「請求資格者」という。)は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

2 請求資格者のうち次に掲げる者は、前項の代表者となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方式等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。)第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。)

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

3 第1項の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対し、市民投票に付そうとする事項が前条各号のいずれにも該当しないことの確認を求めなければならない。

4 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

5 市長は、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。

6 市長は、第1項の規定による請求資格者からの請求(以下「市民請求」という。)があったとき、又は第4項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があった場合で、その請求の内容が前条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、市民投票を実施しなければならない。

7 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は自ら行った市民投票の発議(以下「市長発議」という。)により市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するものとする。

[説明]

(1) ここでは、市民投票を請求できる者、請求できる者に応じた請求の要件、市長の市民投票実施義務と市民投票の実施を公表することを定めています。

(2) 第1項は、市民が市民投票を請求する場合の要件を定めています。

市民投票を請求できるのは、公職選挙法第22条の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月並びに選挙を行う場合に登録された選挙人名簿に登録されている者となります。登録される要件は、次の3点です。

- ・日本国民であること
- ・年齢満18年以上であること
- ・引き続き3ヶ月以上川口市に住所を有する者であること

(3) 第1項、第4項及び第5項の規定による市民投票の請求者及び請求の要件は、具体的には次のとおりです。

・市民請求 … 請求資格者（選挙人名簿に登録されている者）がその総数の6分の1以上の署名を集め請求します。

・議会請求 … 議員定数の12分の1以上の賛成により議案を提出し、出席議員の過半数の賛成により請求します。

・市長発議 … 市長は自ら市民投票を発議できます。

(4) 市民請求に必要な署名数については、この条例による市民投票制度と地方自治法における条例制定、改廃の直接請求との制度の違いを考慮し、市民投票制度の安定した運用に重点をおき請求資格者の6分の1と定めたものです。

(5) 地方自治法の条例制定、改廃の直接請求では、有権者の50分の1の署名をもって請求された事項が市議会における審議のうえ、可決されることが必要となります。この条例による市民投票の請求では、市議会の審議を経ることなく、市民投票が実施される制度であることから、条例制定、改廃の直接請求よりも条件が厳しくなっています。

(6) 署名に関する手続きについては、施行規則で定めています。

署名収集から請求までの流れは次のようになります。

① 署名を集めるには、署名を集める代表者となることを市長に申請し、代表者証明書の交付を受ける必要があります。（施行規則第3条、第4条）

なお、署名を集めることができるのは、代表者又は代表者から委任を受けた方のみです。（施行規則第7条第1項、第2項）

② 署名は原則として本人の自署によります。ただし身体の故障等により署名簿に署名することができない場合は、他の請求資格者の方に委任して代筆させることができます。（施行規則第7条第1項、第5項、第6項）

③ 署名を集めることができる期間は、代表者証明書交付の告示のあった日から31日以内です。（施行規則第7条第7項）

④ 署名が集まった場合、③の期間内もしくは期間満了の日から5日以内に選挙管理委員会に提出しなければなりません。（施行規則第8条第1項）

⑤ 提出があった場合、〈選挙管理委員会〉は20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、証明をします。（施行規則第9条第1項）

⑥ 署名の証明が終了したときは、〈選挙管理委員会〉は、署名簿に署名した者の総数と有効署名の総数を告示します。その日から7日間、指定した場所において署名簿を縦覧に供します。縦覧の期間と場所については、あらかじめ告示します。（施行規則第12条第1項、第2項）

署名に異議があるときは、代表者や署名をした者などの関係者は、縦覧期間中に〈選挙管理委員会〉へ申し出ることができます。（施行規則第12条第3項）

- ⑦ 〈選挙管理委員会〉は、縦覧期間内に異議の申出がない場合、またはすべての異議についての決定をした場合は、その旨と有効署名の総数を告示します。また、署名簿の末尾に署名をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載し、代表者へ返します。(施行規則第13条第1項、第2項)
- ⑧ 代表者は返された署名の効力の決定に不服がなければ、実施請求書に署名収集証明書及び署名簿を併せて、5日以内に市長に対して市民投票の実施の請求をします。(施行規則第14条第1項)
- (7) 第2項は、請求資格者のうち、請求の代表者となることができない者を定めています。
- (8) 第3項は、市民投票を実施しようとする事項が第2条の第1号から第5号の市の権限に属さない事項等にあてはまらないかの確認を、代表者が市長に求めなければならないことを規定しています。確認の時期については、施行規則で署名を集める前としており、これは収集後に確認することとした場合、収集した署名が無駄になってしまう事態が懸念されることによるものです。
- (9) 第6項は、市長の市民投票実施義務を定めています。市民請求の場合は署名収集前の代表者申請の時点で、第2条各号に当てはまる事項であるかどうかの確認をしているため、請求があったときは市長は実施しなければならないこととしています。一方議会請求の場合は、請求があった時点で第2条各号に当てはまる事項であるかどうかの確認をして、該当しなければ市長は市民投票を実施しなければならないと規定しています。
- (10) 第7項では、市長が市民投票を実施するときは、公表することを定めています。市長は、市民投票の請求があったとき、又は自ら市民投票を実施するときは、直ちに投票事項の概要などを公表すると規定しています。

(市民投票の形式)

第4条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、市民投票の形式を定めています。この条例による市民投票は、投票事項に「賛成」または「反対」のどちらか一方を選ぶ形式でのみ行われます。
- (2) 「賛成」、「反対」以外のA案、B案のどちらかを選ぶ形式、「賛成」、「反対」または「どちらでも良い」のように3つ以上の選択肢から1つを選ぶ形式の投票は行えません。一例として、市町村合併について市民投票を実施する場合は、合併の相手としてA市とB市のどちらが良いかという問い方はできず、A市との合併に賛成か反対かを問う形式で行うこととなります。
- (3) このような形式とした理由は、市政の運営は間接民主制を基本としていることから、投票事項については、市議会をはじめとする様々な場において議論を重ね、最も有効と思われる案をひとつに絞ったうえで、その案に対する最終的な判断としての賛否を市民に直接問うことを想定しているためです。

（投票資格者）

第5条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は電磁記録投票法第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しない。

〔説明〕

- (1) 投票資格者については、地方自治体の議会の議員及び長の選挙権について規定する「公職選挙法第9条第2項」の規定を準用して定めています。具体的な投票資格者の要件は以下の3点です。
 - ・日本国民であること
 - ・年齢満18年以上であること
 - ・引き続き3ヶ月以上川口市に住所を有する者であること
- (2) 上記に該当する者であっても、下記の法律の規定に該当する者で選挙権を有しない者は、市民投票についても同様に投票の資格を有しないものとしています。
 - ・公職選挙法第11条第1項
 - ・公職選挙法第252条
 - ・政治資金規正法第28条
 - ・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項
- (3) 公職選挙法第11条第1項の選挙権を有しない者は、禁錮以上の刑に処せられその執行が終わるまでの者などです。
- (4) 公職選挙法第252条により選挙権を有しない者は、買収及び利害誘導罪、選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪などを犯し罰金の刑などに処せられ、一定の期間が経過していない者などです。
- (5) 政治資金規正法第28条により選挙権を有しない者は、寄附の制限の違反、会計帳簿の備付け及び記載の違反などの罪を犯し罰金の刑に処せられ、一定の期間が経過していない者などです。
- (6) 地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項により選挙権を有しない者は、代理投票等の違反の罪を犯し罰金の刑に処せられ、一定の期間が経過していない者などです。

(投票資格者名簿の調製等)

第6条 市長〈選管〉は、投票資格者について、規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 市長〈選管〉は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をされている者（電磁記録投票法第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。）は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

[説明]

- (1) ここでは、市民投票のために投票資格者名簿をつくることを定めています。
- (2) 施行規則では、投票資格者名簿を投票区ごとに調製すること、投票資格者の①氏名、②住所、③性別、④生年月日等を記載することを定めています。（施行規則第17条第2項、第3項）
- (3) 第2項は、公職選挙法によってつくられる選挙人名簿を投票資格者名簿の代わりとすることができることを定めています。選挙人名簿は、毎年3月、6月、9月及び12月並びに選挙を行う場合に登録を行っています。
- (4) 選挙人名簿は、公職選挙法の第19条から第30条までの定めに沿って作られています。
- (5) 「公職選挙法第27条第1項に規定する表示をされている者」とは、選挙人名簿に登録されている者でも、公職選挙法第11条第1項、公職選挙法第252条、政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなったとき、または川口市に住所を有しなくなったときに、〈選挙管理委員会〉により選挙人名簿にその旨の表示がされた者のことです。具体的には次の者となります。
 - ・禁錮以上の刑に処せられその執行が終わるまでの者など（公職選挙法第11条第1項）
 - ・買収及び利害誘導罪、選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪などを犯し罰金の刑などに処せられ、一定の期間が経過していない者など（公職選挙法第252条）
 - ・寄附の制限の違反、会計帳簿の備付け及び記載の違反などの罪を犯し罰金の刑に処せられ、一定の期間が経過していない者など（政治資金規正法第28条）
 - ・川口市に住所を有しなくなった者
- (6) 「電磁記録投票法第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者」とは、電磁記録投票法第17条第1項から第3項により選挙権を有しない者のことであり、代理投票等の違反の罪を犯し罰金の刑に処せられ、一定の期間が経過していない者などです。
- (7) 「調製」とは、帳簿・台帳等を作成することです。

(市民投票の期日)

第7条 市長〈選管〉は、第3条第7項の規定による公表の日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの期間の範囲内において、市民投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 前項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長〈選管〉が特に必要と認めるときは、投票日を前項に規定する期間の範囲内で変更することができる。

3 市長〈選管〉は、前項の規定により投票日を変更したときは、これを公表するものとする。

4 市長〈選管〉は、投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、投票日、他の選挙との同日投票、投票日の告示について定めています。
- (2) 第1項では、投票日について、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は市長発議により市民投票を実施するときに、その要旨を市長が公表した日から起算し、30日を経過した日から90日を超えない日の範囲で〈選挙管理委員会〉が定めることとしています。
- (3) 30日を経過した日から90日を超えない日の範囲内で投票日を定めることとしているのは、投票に係る事務の準備期間と投票運動の期間を十分に確保することを目的としているためです。
- (4) 第2項では、市民投票の投票日に、市議会議員選挙などが行われるときは、当該投票日を変更することができるとしています。これは選挙と同日の投票日とすることにより、投票率が上がることが期待できる一方、市民投票の投票運動が公職選挙法による選挙運動の違反行為に該当するおそれがあるためです。市民投票と選挙の状況に応じ、同日とすることもしないこともできます。
- (5) 選挙との同日投票以外にも、第1項で定めた投票日では市民投票の執行に支障がある場合などは、〈選挙管理委員会〉は投票日を変更することができます。
- (6) 上記により、投票日を変更する場合においても、投票日は第1項に定められている30日を経過した日から90日を超えない日の範囲内でなければなりません。
- (7) 第3項では、投票日の変更があったときは公表することを定めています。
- (8) 第4項は、投票日の告示に関する規定となっています。告示は投票日を明確にするとともに、広く周知するために行うものであり、〈選挙管理委員会〉は、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。

- (9) 第4項により告示する事項は、施行規則において投票日など次の項目に定められますが、その他必要な事項については、市民投票に付される事項に応じて必要な項目が異なることから、その都度適切な項目を告示するものです。(施行規則第18条)
- ・投票日
 - ・市民投票に付する事項
 - ・その他必要な事項
- (10) 「告示」とは、国家や地方公共団体などが、ある事項を公式に広く一般に知らせることをいいます。本市では、「公示式規則」の定めによって、市役所前掲示場に掲示することで行われます。

(投票所等)

第8条 投票所及び第12条第5項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、規則で定めるところにより、市長〈選管〉の指定する場所に設ける。

2 市長〈選管〉は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては前条第4項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、投票所に関する基本事項を定めています。
- (2) 第1項では、投票所は〈選挙管理委員会〉が指定するものとしています。
施行規則において、投票所の設置は投票区ごとに行われるものとしており、投票区については、公職選挙法第17条の例により設けるものとしています。このことから、投票所の場所については、公職選挙法に準じ定められることとなり、投票所は選挙と同様に設置されます。(施行規則第19条、第20条)
- (3) 第2項は、投票の場所を明らかにすることを目的に告示することを定めています。投票所については投票日の5日前までに、期日前投票所については本条例第7条第4項の告示の日、すなわち投票日の7日前までに、告示をすることになります。

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第9条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、同法第42条第1項ただし書の規定により投票した者(その投票した日において市の区域内に住所を有している者に限る。)については、当該市民投票の投票をすることができる。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

[説明]

- (1) ここでは、投票資格者名簿の登録と投票の関係を定めています。選挙と同様の規定としています。
- (2) 第1項は、投票をすることができる要件として、本条例第5条に定められている日本国民で18歳以上の者などの要件を満たしたうえで、さらに投票資格者名簿に登録されていることが必要となることを定めています。
- (3) 第1項のただし書きについては、選挙において、投票資格者名簿に誤って未登録のまま放置されているような場合、選挙人名簿に登録されるべき旨の〈選挙管理委員会〉の決定書等を持参すれば投票ができることから、選挙と市民投票が同日に行われる場合にはこの例により選挙において投票する者については、市民投票の投票資格者名簿に登録されていなくとも市民投票も行えることとするものです。
- (4) 第2項は、投票資格者名簿を調製する際に、投票資格を有していないにもかかわらず、誤って登録された者、いわゆる誤載者は投票をすることができないと定めるもので、具体的には次の例などが考えられます。
 - ・国籍のない者を誤って登録した場合
 - ・年齢要件、住所要件を満たしていない者を誤って登録した場合
 - ・刑の執行中等の欠格条項に該当している者を誤って登録した場合

（投票資格者でない者の投票）

第10条 投票の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。

〔説明〕

- (1) ここでは、投票資格者でない者は投票することができないことを定めています。本条例第7条により調製された投票資格者名簿に適法に登録されている者でも、投票の当日に投票資格を有しない者は投票することができないことを明記するものです。具体的な例としては、国籍離脱、住所移転、受刑等があります。
- (2) 期日前投票については、投票の時点で選挙権の有無を確認することから、期日前投票をする当日に投票資格者でない者は投票することができません。ただし、不在者投票はできる場合があります。例えば、投票日に18歳以上で投票資格者名簿に登録された者であっても、期日前投票時点において18歳未満の者は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。

（投票所における投票）

第11条 市民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、投票所における基本的な投票の方法を定めています。基本的には選挙と同様の方法としています。
- (2) 投票人は、投票の当日に投票をしなければなりません。また、投票所の開閉時間内でなければ投票をすることはできません。
- (3) 投票人は、自ら投票所に行き投票をしなければなりません。これは、秘密投票の趣旨と選挙の公正さを守るためのものです。
- (4) 投票人は、投票資格者名簿の抄本の対照を経て投票人が投票資格者名簿に登録されている本人であることを確認して、投票しなければなりません。
- (5) 「抄本」とは、原本である書類の一部分を抜粋したものです。
- (6) (2)から(4)の例外として、特定の理由に該当する場合には、本条例第12条により、期日前投票及び不在者投票をすることができます。

(投票の方法)

第12条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、投票用紙の2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項及び次条第1項第6号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、視覚に障害を有する投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。この場合において、点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に市民投票に付された事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

5 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

[説明]

- (1) ここでは、投票の方法の基本的事項を定めています。基本的には選挙と同様の方法としています。
- (2) 第1項では、1人1票で秘密投票としています。憲法における法の下における国民平等の原則を受けて、公職選挙法における選挙では同法36条において、1人1票と定められており、本条例においても、同様の趣旨で1人1票としています。また、市民投票における選択の自由を保障することから、秘密投票としています。同様に公職選挙法では、第46条において無記名投票を定め、第52条で投票の秘密保持を定めています。
- (3) 第2項では、投票用紙の記載方法の原則を定めています。本条例における市民投票では、賛成、反対の2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならないものです。無効となる票については、本条例第13条で定めています。
- (4) 第3項では、代理投票について定めています。身心の故障などにより、自書できない者は投票管理者に申請することにより、代理投票ができることとしています。(施行規則第27条)
- (5) 第4項は、点字投票を定めています。視覚に障害がある者は、点字投票ができることとし、詳細は施行規則で定めています。(施行規則第28条)
点字投票は投票用紙に点字で「賛成」又は「反対」と記載することとなります。
- (6) 第5項は、期日前投票及び不在者投票の定めとなります。詳細は施行規則で定めています。(施行規則第29条、第30条)

(7) 期日前投票は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行われます。期日前投票は基本的に公職選挙法第48条の2の規定による選挙における期日前投票の例によって行われます。期日前投票ができる者の主な具体的な要件は次のとおりとなります。

- ・職務若しくは業務に従事すること
- ・用務又は事故のため投票区の区域外に旅行又は滞在すること
- ・疾病、負傷、妊娠などのため歩行が困難であること

(8) 不在者投票は基本的に、公職選挙法第49条の規定による選挙における不在者投票の例によって行われます。不在者投票ができる者の主な具体的な要件と投票の方法は次のとおりとなります。

- ・期日前投票ができる者に該当する者
不在者投票管理者の管理する場所において不在者投票管理者に提出する方法
- ・身体に重度の障害がある者
現存する場所において記載し、不在者投票管理者に送付する方法

(無効投票)

第13条 前条第2項に規定する投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の2つの選択肢の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) ○の記号を自書しないもの
- (7) 白紙投票

2 前条第4項に規定する点字投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成又は反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 賛成又は反対を自書しないもの
- (7) 白紙投票

[説明]

- (1) ここでは、無効となる投票について具体的に列挙し定めています。投票の方法は第12条において、2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載すると定めていることから、この定め反するものが基本的に無効となります。点字投票についても、同様の考え方により無効投票を定めています。
- (2) 第1項は通常の投票における無効投票を定めています。
- (3) 第1号の「所定の投票用紙を用いないもの」とは、市民投票は正式な投票用紙を公布し、厳密に1人が1票を投じるものであることから、投票用紙以外の用紙を有効とすることは、この原則に疑義が生じるため無効としています。
- (4) 第2号の「○の記号以外の事項を記載したもの」とは、投票用紙に○以外のものを記載したものとなります。例えば、選択肢に×を記載した場合などが挙げられますが、この場合、その選択肢を選んだのか、否定したのかが不明であることから、無効となります。他の記号や文字でも同様の取り扱いとなります。
- (5) 第3号の「○の記号のほか、他事を記載したもの」とは、選択肢に○を付けたうえで、投票用紙に他の事項を記載した場合になります。これは、記載された文字、記号などにより投票者が識別できる恐れがあるため、秘密投票の原則から無効とされています。

- (6) 第4号の「○の記号を投票用紙の2つの選択肢の欄に記載したもの」と第5号の「○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの」については、投票に付された事項に賛成か、反対かが判別できないことから無効となります。
- (7) 第6号の「○の記号を自書しないもの」とは、ゴム印により○を押印した場合などとなります。投票の方法は第12条において、自ら○の記号を記載すると定めていることから無効となります。
- (8) 第7号の「白紙投票」とは、投票用紙に何も記載しないで投票されたものです。白紙投票についても、投票事項に賛成か、反対かが判別できないことから無効となります。
- (9) 第2項は点字投票における無効投票を定めています。基本的に通常の投票と同様の考え方により定めています。なお、点字による投票においては点字器を使用した場合も自書として取り扱われます。

(情報の提供)

第14条 市長〈選管〉は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容の趣旨及び第7条第4項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。

2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議により投票に付する事項に関する計画案その他行政上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、市民投票の実施に関する情報の提供について定めています。市民投票に付することができる重要事項については、市民が自らの意思を判断し表明するために、十分な情報を得ることが必要となります。自治基本条例及び情報公開条例等の規定に基づき市民への情報提供に努めることから、市民投票の請求等に関する情報及び関連する行政上の資料の公開方法などについて定めるものです。
- (2) 第1項は、投票の実施に関する情報の提供を定めています。投票の実施に関し必要な情報を広報などにより、投票資格者に対して提供することとしています。
- (3) 「広報その他適当な方法」とは、選挙における選挙公報を想定しています。選挙公報を参考に作成した広報誌を配布するとともに、ホームページへの掲載などの手段により情報提供に努めていきます。
- (4) 第1項の定めにより提供する情報は、施行規則において投票日など次の項目に定められますが、その他必要な事項については、市民投票に付される事項に応じて必要な項目が異なることから、その都度適切な項目を提供するものです。（施行規則第18条）
 - ・投票日
 - ・市民投票に付する事項
 - ・その他必要な事項
- (5) 第1項による投票に係る事項や期日などの基本的な事項の提供は、告示日から投票日の2日前までに提供します。この期日については、選挙の規定を参考に定めているものですが、用意が整い次第、できる限り早い時期に提供することとなります。
- (6) 第2項は、市が保有する投票に付される事項の判断材料となる計画案などの資料の公表方法を定めています。これらの資料は、告示日から投票日の前日までの間、縦覧に供することとしています。なお、本条による情報提供の期間前であっても、情報公開条例の定める手続きに沿って、閲覧することができます。

(7) 第3項は、第1項及び第2項によって行われる情報の提供については、中立性を保持し、公平に扱うことを定めています。

(投票運動)

第15条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

[説明]

- (1) ここでは、市民投票における投票運動について、定めています。本条例による市民投票では、投票運動は自由に行うことができます。
- (2) 投票運動は原則自由となりますので、選挙では禁止されている戸別訪問なども実施することができますが、自由な意思による投票の妨げとなる行為や平穏な生活環境が侵害される恐れのある行為は禁止されます。
- (3) 「買収、脅迫等投票資格者の意思が拘束され、若しくは不当に干渉され」とは、自由な意思による投票の妨げとなる行為のことであり、具体的には次の事項が挙げられます。
 - ・脅迫、強要などの刑法に定める禁止行為
 - ・金銭、物品の供与等の買収及び利害誘導（公職選挙法第221条）
 - ・暴行、威力、演説の妨害等の選挙の自由妨害（公職選挙法第225条）
 - ・投票所における投票の指示、勧誘等の投票干渉（公職選挙法第228条）
- (4) 「市民の平穏な生活環境が侵害されるもの」とは、具体的には次の事項が上げられます。
 - ・大音量による連呼、街頭演説
 - ・早朝、深夜の戸別訪問
- (5) 上記(3)、(4)に例示した行為以外にも、例示した行為と同様の行為については、禁止されます。
- (6) 本条例による投票運動の禁止行為には、市民の自由な投票運動が萎縮してしまう恐れがあることから、罰則は設けられていないものです。本条例では、良識に基づく行動を期待する精神的な抑止効果を狙った規定となっています。

(開票所等)

第16条 開票所は、規則で定めるところにより、市長〈選管〉の指定した場所に設ける。

2 市長〈選管〉は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、開票所及び開票に関する基本事項を定めています。
- (2) 第1項では、開票所は〈選挙管理委員会〉が施行規則の定めに従い、指定するものとしています。施行規則では、開票所の設置は開票区ごとに行われるものとしており、この開票区については、同様に施行規則において、公職選挙法第18条の規定により設けるものとしています。(施行規則第33条、第34条)
このことから、開票所の場所については、公職選挙法に準じ定められることとなり、開票所は選挙と同様に設置されます。
- (3) 第2項は、開票の場所及び日時を明らかにすることを目的に告示することを定めています。

(市民投票の成立等)

第17条 市民投票は、規則で定めるところにより、1の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 市長〈選管〉は、前項の規定により市民投票が成立しなかったとき又は市民投票が成立し、投票総数、開票の結果その他規則で定める事項が確定したときは、規則で定めるところにより、直ちにこれを告示するとともに、市民請求又は議会請求に係る市民投票について、当該告示の内容を当該市民請求に係る代表者又は市の議会議長に通知しなければならない。

[説明]

(1) ここでは、市民投票が成立する条件を定めています。市民投票に付される事項は、市政に重大な影響を与える事項であり、本条例第19条では、市議会及び市長等は市民投票の結果を尊重することが定められています。このことから、市民投票の結果には、多数の市民の意見であると認められる量的な納得性が必要となることから、投票率に一定の成立要件を定めるものです。

(2) 本条例による市民投票においては、市民投票の投票率が2分の1以上でなければ、市民投票は成立しません。

(3) 〈選挙管理委員会〉は、すべての開票管理者から投票資格者数及び投票数の報告を受け、投票率により、市民投票の成立又は不成立の決定をします。

(施行規則第40条)

(4) 市民投票が不成立となった場合は、開票をしないこととしています。これは、開票することにより、投票が成立していないにも関わらず、投票結果に市政が影響を受けてしまうことを防ぐためです。

(5) 選挙の投票率の実績から、2分の1の成立要件はハードルが高いという意見や、投票のボイコット運動を誘発する懸念があるといった意見もありますが、投票結果に納得性をもたせることや、投票率に目標ができることで、投票運動が熱心に行われることなども利点として考えられます。

(6) 第2項では、投票結果の告示、関係者への通知等について定めています。この項目は、公職選挙法第101条の3の例により定めています。

(7) 第2項により、〈選挙管理委員会〉は、直ちに市民投票の結果を告示しなければなりません。また、その内容を市民投票の請求者に通知することが定められています。

(8) 詳しい告示の事項は施行規則にて定めています。具体的には次の事項となります。

(施行規則第44条)

- ・投票日
- ・市民投票に付する事項
- ・投票日における投票資格者数
- ・投票者総数
- ・棄権者
- ・不受理及び持帰りの数
- ・投票の成立又は不成立
- ・投票総数
- ・有効投票数
- ・賛成の投票数
- ・反対の投票数
- ・無効投票数
- ・その他必要な事項

(9) 市民投票が不成立となった場合には、開票作業は行われませんので、告示については上記の事項のうちの一部の事項の告示となります。(施行規則第44条)

(市民投票の結果)

第18条 市民投票に付された事項について市民の賛否の意思は、有効投票総数の過半数をもって決し、これをもって市民投票の結果とする。

[説明]

- (1) ここでは、賛否いずれかが有効投票総数の過半数を獲得することにより、市民投票の結果が決することを定めています。
- (2) 市民投票制度では、結果を決するのに必要な得票数を過半数以外の数とすることも考えられます。例えば51%と49%の得票ではほぼ意見が二分されており、意思が決したとはいえないため、60%あるいは70%以上の得票を必要とするような制度とすることも想定されます。
しかし、本条例では議論を重ね、最も有効と思われる案をひとつに絞ったうえで、最終的な判断としての賛否を市民に直接問うために実施されることを想定しているため、過半数をもって決するとしているものです。
- (3) 賛否同数でいずれも過半数に至らない場合は、市民の意思は決せず、本条例第19条で尊重しなければならない結果には至っていないということになります。

(結果の尊重)

第19条 市議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、市民投票結果の尊重義務を定めています。本条例による市民投票の結果は、市議会及び市長その他の執行機関において尊重する義務があります。
- (2) 「市長その他の執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5から第202条の2で定められている各種委員会及び委員を指しています。具体的には次の委員会等となります。
- ・教育委員会
 - ・選挙管理委員会
 - ・公平委員会
 - ・監査委員
 - ・農業委員会
 - ・固定資産評価審査委員会
- (3) 市民投票結果の尊重義務は、本条に定めるほか、自治基本条例第30条第2項においても、「市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。」と定められています。自治基本条例において「市」は、議会及び市長その他の執行機関をいうことから、自治基本条例と本条例の尊重義務は同一のものとなります。
- 本条例による市民投票は、本市の自治の実現に重大な影響を与える事項に対して行われ、市民が直接賛否を表明した結果であることから、自治基本条例と本条例において、二重に尊重義務を定めています。
- (4) 投票結果に拘束義務を課すことも検討されましたが、投票結果について議会及び市長その他の執行機関の決定を拘束することは憲法に規定される間接民主制の原則に反する恐れがあるため、尊重義務としているものです。

(投票及び開票)

第20条 投票時間、投票立会人、開票時間、開票立会人その他市民投票の投票及び開票に関する事項は、規則で定める。

[説明]

- (1) ここでは、市民投票の投票及び開票に関することのうち、本条例に定めていないものは施行規則で定めることを定めています。
- (2) 投票時間は、投票所は、午前7時から午後8時までとなります。期日前投票所の時間は、期日前投票所ごとに〈選挙管理委員会〉が指定します。(施行規則第21条)
- (3) 投票立会人は、〈選挙管理委員会〉が、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、投票所は2人以上5人以下、期日前投票所は2人の投票立会人を選任します。(施行規則第25条)
- (4) 開票は、市民投票の成立の決定の通知を受けたときに、実施されます。(施行規則第41条第1項)
- (5) 開票立会人は、〈選挙管理委員会〉が、各開票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知します。(施行規則第38条第1項)
- (6) 市民投票の投票及び開票に関する事項のうち、本条例には重要かつ基本的な事項を定め、本条例と同時に施行される施行規則において、詳細な点を定めるものです。さらに、本条例と施行規則に規定されていない事項を公職選挙法の規定で補うよう施行規則に規定しています。(施行規則第47条)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[説明]

- (1) ここでは、規則への委任について定めています。市民投票の実施に関し必要な事項のうち、本条例に規定されていない事項は施行規則に定めることとなります。
- (2) 「条例」及び「規則」は、地方公共団体が独自に制定する自治立法です。条例は市議会の議決によって制定されますが、規則は市長や執行機関が市議会の議決を経ずに制定することができます。地方公共団体が義務を課し、または権利を制限するには、条例によらなければなりません。
- (3) 市民投票における投票資格者の権利に関することなどの重要かつ基本的な事項は本条例に定め、細かな点については、本条の規定により規則に委任することを定めています。規則の名称は、「川口市市民投票条例施行規則」としています。
- (4) 施行規則には、署名収集の方法、投開票の方法などについて、細かな点を定めています。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

〔説明〕

- (1) ここでは、本条例の施行の日を定めています。「施行」とは、法令の効力を発生させることで、施行の日からその法令は効力を持つこととなります。
- (2) 通例では、具体的な日付または条例が公布となった日を施行の日として定めることとなります。本条例は、自治基本条例第30条の規定により策定された条例であり、施行の日についても、自治基本条例の附則第3号において、「平成25年4月1日までの間において規則で定める日」とされていますことから、このような記述となっています。
- (3) 本条例の施行の日は、本条例とは別に「自治基本条例の一部の施行期日を定める規則」により定めています。具体的な期日は、平成25年4月1日となります。

川口市市民投票条例の手引き

川口市企画財政部企画経営課企画係

令和3年4月

